

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 公 印 省 略 )

個別労働紛争解決制度の運用に伴う申告・相談等の対応に  
当たって留意すべき事項について

個別労働紛争解決制度の運用等については、平成15年4月1日付け厚生労働省発地第0401002号、基発第0401014号、職発第0401029号、雇児発第0401011号「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度の運用について」及び平成15年4月1日付け基発第0401015号「申告・相談等の対応に当たって留意すべき事項について」をもって指示されたところであるが、その具体的取扱いに当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、平成13年9月25日付け基監発第51号「個別労働紛争解決制度の運用に伴う申告・相談の対応に当たって留意すべき事項について」は、本通達をもって廃止する。

#### 記

1. 労働基準監督署（以下「署」という。）における処理等
  - (1) 総合労働相談コーナー（以下「コーナー」という。）から申告として処理すべき事案として取り次がれた場合には、
    - ア 必要に応じ申告・相談者又は総合労働相談員（以下「相談員」という。）に事案の内容を確認し、申告として処理すべき事項が認められる場合には、申告として受理すること。
    - イ 申告として処理すべき事項が認められない場合には、申告・相談者に対し、労働基準関係法令の内容を懇切に説明し、労働基準監督機関として対応できないことについて理解を求めること。
  - (2) 申告として処理すべき事項と個別労働紛争解決制度の対象となる事項が混在している申告・相談が、コーナーを経ずに直接に署に対してなされた場合には、申告として処理すべき事項について申告として受理するほか、申告・相談者が個別労働紛争解決制度の対象となる事項について同制度に

よる処理を求める意思を表明した場合には、コーナーに取次ぎを行うこと。

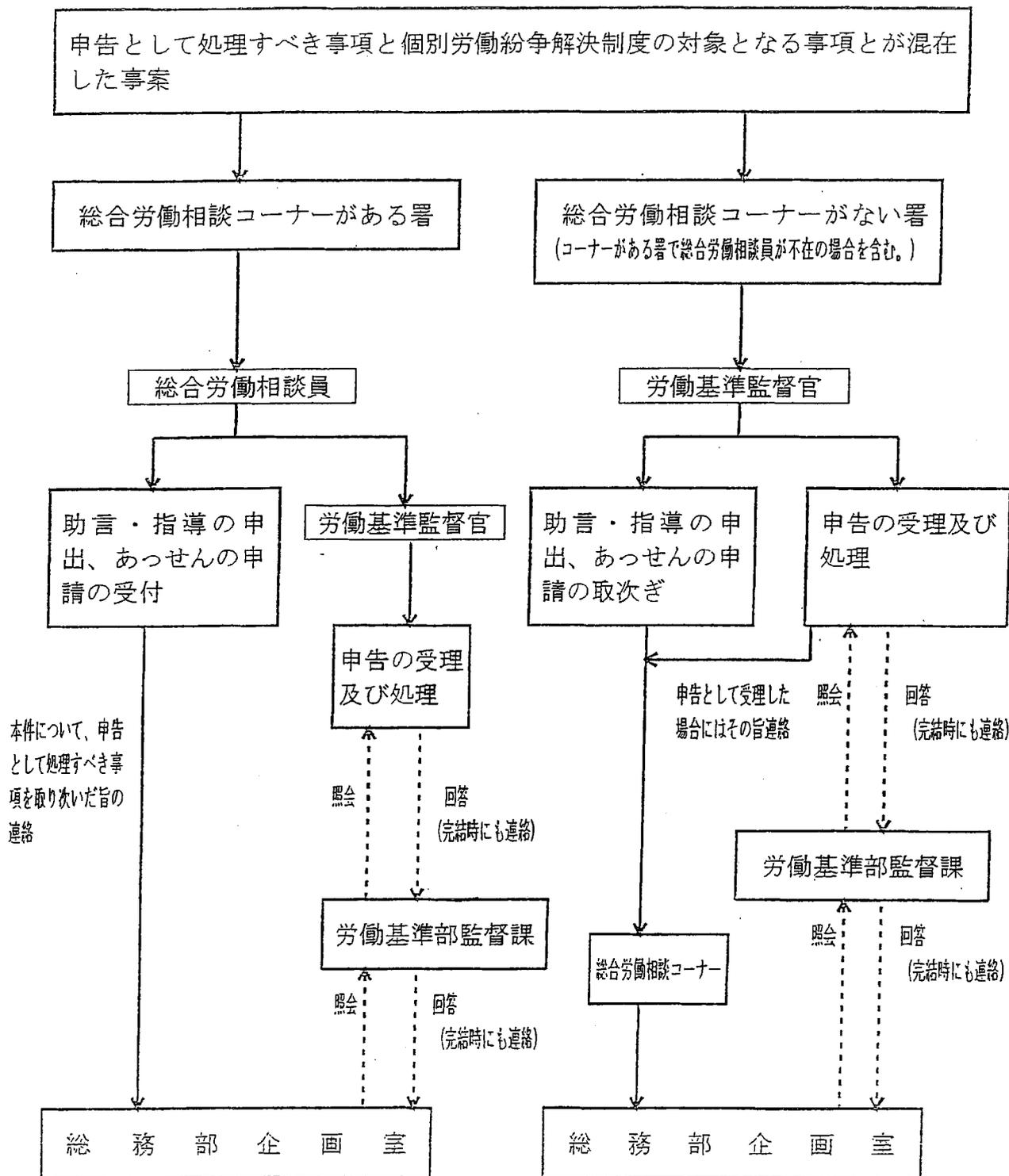
また、この取次ぎに際しては、申告として処理すべき事項について申告として受理している場合には、コーナーにその旨連絡すること。

- (3) 以上の署の対応又は下記2 (1) により都道府県労働局（以下「局」という。）労働基準部監督課（以下「監督課」という。）から連絡を受けた事案に対する対応について、監督課から（又は監督課の了解の下に局総務部企画室（以下「企画室」という。）から直接に）照会がなされた場合には、必要な連絡を行うこと。また、これらの照会に対して申告として受理している旨回答した事案については、その処理が完結した場合にも、その旨監督課に連絡すること。
- (4) コーナーが設置されている署においては、相談員に対して、法令解釈、裁判例の教示、相談に当たっての対応等について助言、援助等を行うこと。

## 2 監督課における対応

- (1) 申告として処理すべき事項と個別労働紛争解決制度の対象となる事項が混在している申告・相談が、コーナーを経ずに直接に監督課に対してなされた場合には、
  - ア 申告・相談者に対し、労働基準関係法令違反を構成するおそれのある事項について、当該事案に係る事業場を管轄する署に申告・相談を行うよう教示等を行うこと。
  - イ 申告・相談者が個別労働紛争解決制度の対象となる事項について同制度による処理を求める意思を表明した場合には、企画室への取次ぎを行うこと。
- (2) 監督課においては、上記1 (3) により照会を行った結果、署から申告として受理している旨の回答を受けた事案については、企画室と必要な連絡調整を行うこと。

### 申告として処理すべき事項と個別労働紛争解決制度の対象となる事項とが混在した事案に係る申告・相談が労働基準監督署になされた場合の処理の概要



### 申告として処理すべき事項と個別労働紛争解決制度の対象となる事項が混在した事案に係る申告・相談が監督課になされた場合の対応の概要

